

別表第九（第三条、第七条、第九条、第十二条、第二十一条、第二十三条、第二十六条、第三十四条関係）

栄養成分及び たんぱく質	熱量 g	表示の単位	測定及び算出の方法	許容差の範囲	○と表示するこ とができる量
(ム)	窒素定量換算法	プラス・マイナス二十 パーセント（ただし、 当該食品百グラム当た り（清涼飲料水等にあ つては、百ミリリット ル当たり）のたんぱく 質の量が二・五グラム 未満の場合はプラス・ マイナス〇・五グラム	〇・五グラム		

	飽和脂肪酸		脂質
	g		g
	ガスクロマトグラフ法		法
			ゲルベル法又は溶媒抽出—重量
り（清涼飲料水等にあ 当該食品百グラム当た パーセント（ただし、 プラス・マイナス二十 ス〇・五グラム）	プラス・マイナス二十 ル当たり）の脂質の量 が二・五グラム未満の 場合はプラス・マイナ ス〇・五グラム	当該食品百グラム當た り（清涼飲料水等にあ 当該食品百グラム當た パーセント（ただし、 プラス・マイナス二十 ル当たり）の脂質の量 が二・五グラム未満の 場合はプラス・マイナ ス〇・五グラム）	プラス・マイナス二十 ル当たり）の脂質の量 が二・五グラム未満の 場合はプラス・マイナ ス〇・五グラム
	○・一グラム		○・五グラム

ル コレステロ ン	酸 n - 6 系脂肪	酸 n - 3 系脂肪	
mg	g	g	
ガスクロマトグラフ法	ガスクロマトグラフ法	ガスクロマトグラフ法	
当該食品百グラム当た パーセント（ただし、 プラス・マイナス二十 ペーセント）	プラス・マイナス二十 ペーセント	プラス・マイナス二十 ペーセント	マイナス〇・一グラ ム
五ミリグラム			つては、百ミリリット ル当たり）の飽和脂肪 酸の量が〇・五グラム 未満の場合はプラス・ マイナス〇・一グラム

	炭水化物	
	g	
分に応じ、第三欄に掲げる方法	当該食品の質量から、たんぱく質、脂質、灰分及び水分の量を控除して算定すること。この場合において、たんぱく質及び脂質の量にあつては、第一欄の区分に応じ、第三欄に掲げる方法	当該食品の質量から、たんぱく質、脂質、灰分及び水分の量を控除して算定すること。この場合において、たんぱく質及び脂質の量にあつては、第一欄の区分に応じ、第三欄に掲げる方法
ル当たり）の炭水化物	当該食品百グラム当たつては、百ミリリットル（清涼飲料水等にあつては、百ミリリットル当たり）のコレステロールの量が二十五ミリグラム未満の場合は	当該食品百グラム当たつては、百ミリリットル（清涼飲料水等にあつては、百ミリリットル当たり）のコレステロールの量が二十五ミリグラム未満の場合は

糖質		
g		
質、脂質、食物纖維、灰分及び 当該食品の質量から、たんぱく	<p>一 灰分 酢酸マグネシウム添 加灰化法、直接灰化法又は 硫酸添加灰化法</p> <p>二 水分 カールフィッシュヤー 法、乾燥助剤法、減圧加熱 乾燥法、常圧加熱乾燥法又 はプラスチックフィルム法</p>	<p>により測定し、灰分及び水分の 量にあつては、次に掲げる区分 に応じ、次に定める方法により 測定すること。</p> <p>イナス〇・五グラム) の量が二・五グラム未 満の場合はプラス・マ</p>
パーセント(ただし、 〇・五グラム		

あつて、糖ア 又は二糖類で	糖類（单糖類）	
	g	水分の量を控除して算定するこ と。この場合において、たんぱ く質、脂質及び食物纖維の量に あつては、第一欄の区分に応 じ、第三欄に掲げる方法により 測定し、灰分及び水分の量にあ つては、炭水化物の項の第三欄 の一及び二に掲げる区分によ り測定すること。
液体クロマトグラフ法	ガスクロマトグラフ法又は高速 液体クロマトグラフ法	当該食品百グラム当た り（清涼飲料水等にあ つては、百ミリリット ル当たり）の糖質の量 が二・五グラム未満の 場合はプラス・マイナ ス〇・五グラム）
当該食品百グラム当た	プラス・マイナス二十 パーセント（ただし、 〇・五グラム	当該食品百グラム当た り（清涼飲料水等にあ つては、百ミリリット ル当たり）の糖質の量 が二・五グラム未満の 場合はプラス・マイナ ス〇・五グラム）

ルコールでないものに限る。)

カリウム	亜鉛	食物繊維	
mg	mg	g	
ラズマ発光分析法	原子吸光光度法又は誘導結合プロズマ発光分析法	マトグラフ法	プロスキー法又は高速液体クロマトグラフ法
ト、マイナス二十パーセント、マイナス五十パーセン	ト、マイナス二十パーセント	プラス・マイナス二十パーセント	ス〇・五グラム)

り（清涼飲料水等にあつては、百ミリリットル当たり）の糖類の量が二・五グラム未満の場合はプラス・マイナ

	鉄	セレン	クロム	カルシウム	
mg		$\mu\text{ g}$	$\mu\text{ g}$	mg	
結合プラズマ発光分析法	オルトフェナントロリン吸光光度法、原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ質量法	蛍光光度法、原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ質量法	原子吸光光度法、誘導結合プラズマ発光分析法又は誘導結合プラズマ質量法	ラズマ発光分析法	過マンガン酸カリウム容量法、原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法
セント	プラス五十パーセン	ト、マイナス二十パー	ト、マイナス二十パー	セント	プラス五十パーセン

		銅
ナトリウム	mg (千ミリ グラム以上 の量を表示 する場合に あつては、 g を 含 む。)	原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法
プラス・マイナス二十分 セント	当該食品百グラム当た り（清涼飲料水等にあ つては、百ミリリット ル当たり）のナトリウ ムの量が二十五ミリグ ラム未満の場合はプラス ・マイナス五ミリグ	プラス五十パー ト、マイナス二十パー セント
五ミリリグラム		原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法

リン	ヨウ素	モリブデン	マンガン	マグネシウム
mg	$\mu\text{g}$	$\mu\text{g}$	mg	mg
バナドモリブデン酸吸光光度	滴定法、ガスクロマトグラフ法 又は誘導結合プラズマ質量分析法	誘導結合プラズマ質量分析法又 は誘導結合プラズマ発光分析法	ラズマ発光分析法	原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法
プラス五十パーセン	セント	セント	セント	ト、マイナス二十パー

ビタミンA	ビオチン	パントテン酸	ナイアシン	
$\mu\text{ g}$	$\mu\text{ g}$	mg	mg	
高速液体クロマトグラフ法又は プラス五十パーセン	微生物学的定量法	微生物学的定量法	高速液体クロマトグラフ法又は 微生物学的定量法	法、モリブデンブルー吸光光度 又は誘導結合プラズマ発光分 析法
	セント	セント	ト、マイナス二三十パー	ト、マイナス二十パー

ビタミン B <sub>12</sub>	ビタミン B <sub>6</sub>	ビタミン B <sub>2</sub>	ビタミン B <sub>1</sub>	
μ g	mg	mg	mg	
微生物学的定量法	微生物学的定量法	高速液体クロマトグラフ法又はルミフラビン法	高速液体クロマトグラフ法又はチオクローム法	吸光光度法
ト、マイナス二十九パーセント	プラス八十パーセント	プラス八十パーセント	ト、マイナス二十九パーセント	ト、マイナス二十九パーセント
ト、マイナス二十九パーセント	プラス八十パーセント	プラス八十パーセント	ト、マイナス二十九パーセント	ト、マイナス二十九パーセント

ビタミンK	ビタミンE	ビタミンD	ビタミンC	
μ g	mg	μ g	mg	
高速液体クロマトグラフ法	高速液体クロマトグラフ法	高速液体クロマトグラフ法	二, 四-ジニトロフェニルヒドラジン法、インドフェノール・キシレン法、高速液体クロマトグラフ又は酸化還元滴定法	二, 四-ジニトロフェニルヒドラジン法、インドフェノール・キシレン法、高速液体クロマトグラフ又は酸化還元滴定法
ト、マイナス二十パーセント	プラス五十パーセント	プラス五十パーセント	ト、マイナス二十パーセント	プラス八十パーセント

	熱量	葉酸	
	kcal	$\mu\text{ g}$	
	修正アトウオーターフ法	微生物学的定量法	
ナス五キロカロリー） の場合はプラス・マイ	当該食品百グラム当た り（清涼飲料水等にあ つては、百ミリリット ル当たり）の熱量が二 十五キロカロリー未満	プラス・マイナス二十パ ーント（ただし、 当該食品百グラム当た り（清涼飲料水等にあ つては、百ミリリット ル当たり）の熱量が二 十五キロカロリー未満	プラス八十パー ント、マイナス二十パー セント
		五キロカロリー	

別表第十（第二条関係）

栄養成分及び熱量	栄養素等表示基準値
たんぱく質	八十一グラム
脂質	六十二グラム
飽和脂肪酸	十六グラム
n - 3系脂肪酸	二・〇グラム
n - 6系脂肪酸	九・〇グラム
炭水化物	三百二十グラム
食物纖維	十九グラム
亜鉛	八・八ミリグラム
カリウム	二千八百ミリグラム
カルシウム	六百八十ミリグラム
クロム	十マイクログラム

									セレン
									二十八マイクログラム
									六・八ミリグラム
									〇・九ミリグラム
									二千九百ミリグラム
									三百二十ミリグラム
									三百二十三マイクログラム
									三・八ミリグラム
									二十五マイクログラム
									百三十マイクログラム
									九百ミリグラム
									十三ミリグラム
									四・八ミリグラム
									五十マイクログラム
									五百七十マイクログラム
									七百七十マイクログラム
ビタミンA	ビオチン	パントテン酸	ナイアシン	リノ	ヨウ素	モリブデン	マンガン	マグネシウム	ナトリウム

n - 3 系脂 ○・六グラ	栄養成分 下限値	ビタミンB <sub>1</sub> 一・二ミリグラム	ビタミンB <sub>2</sub> 一・四ミリグラム	ビタミンB <sub>6</sub> 一・三ミリグラム	ビタミンB <sub>12</sub> 二・四マイクログラム	ビタミンC 百ミリグラム	ビタミンD 六・三ミリグラム	ビタミンE 五・五マイクログラム	葉酸 百五十マイクログラム
n - 3 系脂肪酸は、皮膚の健 二・〇グラ	栄養成分の機能 上限値	二千二百キロカロリー	二百四十マイクログラム	三百四十マイクログラム	五百マイクログラム	五百五十マイクログラム	五百五十マイクログラム	五百五十マイクログラム	五百五十マイクログラム
	摂取をする上で注意事項								

別表第十一（第二条、第七条、第九条、第二十三条関係）

カリウム		亜鉛	脂肪酸
八百四十三	二・六四ミリグラム	亜鉛は、味覚を正常に保つのに必要な栄養素です。	ム
カリウムは、正常な血圧を保	亜鉛は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。 亜鉛は、たんぱく質・核酸の代謝に関与して、健康の維持に役立つ栄養素です。	十五ミリグラム	康維持を助ける栄養素です。
二千八百三	本品は、多量摂取により疾病が	治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。	ム

カルシウム	二百四ミリグラム	カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。	リグラム
二・〇四ミリグラム	六百ミリグラム	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。	リグラム
鉄は、赤血球を作るのに必要な栄養素です。	十ミリグラム	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。	リグラム
鉄		治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。	つのに必要な栄養素です。

		銅
○・一七ミリグラム	銅は、赤血球の形成を助ける 栄養素です。	銅は、多くの体内酵素の正常な働きと骨の形成を助ける栄養素です。
六・〇ミリグラム	銅は、赤血球の形成を助ける 栄養素です。	銅は、多くの体内酵素の正常な働きと骨の形成を助ける栄養素です。
三百ミリグラム	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守つてください。 乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。	マグネシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。 マグネシウムは、多くの体内酵素の正常な働きとエネルギー産生を助けるとともに、血液循环を正常に保つのに必要な栄養素です。

ナイアシン 三・九ミリ グラム	ナイアシンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ナイアシンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ナイアシンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ナイアシンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。
ビオチン 十五マイク ログラム	ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。
パントテン酸 一・四四ミ リグラム	パントテン酸は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	パントテン酸は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	パントテン酸は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	パントテン酸は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。
ビオチン 五百マイク ログラム	ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。
ビオチン 五百マイク ログラム	ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。

			ビタミンA
ビタミンB <sub>2</sub>	ビタミンB <sub>1</sub>	○・三六ミリグラム	マイクログラム
○・四二ミリグラム	リグラム	ビタミンAは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ビタミンAは、夜間の視力の維持を助ける栄養素です。
ビタミンB <sub>2</sub> は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ビタミンB <sub>1</sub> は、炭水化物からのエネルギー産生と皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ビタミンB <sub>1</sub> は、炭水化物からのエネルギー産生と皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ビタミンAは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。
ビタミンB <sub>2</sub> は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	十二ミリグラム	二十亜ミリグラム	ログラム
本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進す	妊娠三ヶ月以内又は妊娠を希望する女性は過剰摂取にならないよう注意してください。	治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。

ビタミンC	ビタミンB <sub>12</sub>	ビタミンB <sub>6</sub>	
三十ミリグラム	〇・七二一マム イクログラム	〇・三九ミリグラム	す。
ビタミンCは、皮膚や粘膜の健康維持を助けるとともに、抗酸化作用を持つ栄養素です。	ビタミンB <sub>12</sub> は、赤血球の形成を助ける栄養素です。	ビタミンB <sub>6</sub> は、たんぱく質からエネルギーの產生と皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ビタミンB <sub>6</sub> は、たんぱく質からのエネルギーの產生と皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。
ム 千ミリグラム	六十マイクログラム	十ミリグラム	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ム 五百ミリグラム	五百マイクログラム	五百ミリグラム	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。

ビタミンD	一・六五マイクログラム	ビタミンE 一・八九ミリグラム	ビタミンK 四十五マイクログラム	ビタミンK 百五十マイクログラム	ビタミンKは、正常な血液凝固能を維持する栄養素です。
ビタミンDは、腸管でのカルシウムの吸収を促進し、骨の形成を助ける栄養素です。	クログラム	ビタミンEは、抗酸化作用により、体内的脂質を酸化から守り、細胞の健康維持を助ける栄養素です。	ビタミンKは、正常な血液凝固能を維持する栄養素です。	百五十ミリグラム	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンDは、腸管でのカルシウムの吸収を促進し、骨の形成を助ける栄養素です。	クログラム	ビタミンEは、抗酸化作用により、体内的脂質を酸化から守り、細胞の健康維持を助ける栄養素です。	ビタミンKは、正常な血液凝固能を維持する栄養素です。	百五十マイクログラム	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンDは、腸管でのカルシウムの吸収を促進し、骨の形成を助ける栄養素です。	クログラム	ビタミンEは、抗酸化作用により、体内的脂質を酸化から守り、細胞の健康維持を助ける栄養素です。	ビタミンKは、正常な血液凝固能を維持する栄養素です。	百五十マイクログラム	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。

栄養成分	葉酸	血液凝固阻止薬を服用している方は本品の摂取を避けてください。
	七十二マイクログラム	葉酸は、赤血球の形成を助ける栄養素です。
	二百マイクログラム	葉酸は、胎児の正常な発育に寄与する栄養素です。
	五百マイクログラム	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
高い旨の表示の基準値	葉酸は、胎児の正常な発育に寄与する栄養素ですが、多量摂取により胎児の発育がよくなるものではありません。	い。
含む旨の表示の基準値		
強化された旨の表示の基準		

別表第十二（第七条関係）

食物纖維		たんぱく質					
六グラム（三	ラム）	十六・二グラム（八・一グラム）	合）	当たりの場	液状の食品百ミリリットル	飲用に供する内は、一般に	食品百グラム当たり（括弧内は、一般に）
三グラム		八・一グラム					百キロカロリー当たり
三グラム（一	ム）	八・一グラム（四・一グラム）	合）	当たりの場	液状の食品百ミリリットル	飲用に供する内は、一般に	食品百グラム当たり（括弧内は、一般に）
一・五グラム		四・一グラム					百キロカロリー当たり
三グラム（一・五グラム）	ム）	八・一グラム（四・一グラム）				当たりの場合）	食品百グラム当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル）

鉄		カルシウム				亜鉛	
二・〇四ミリ	リグラム	二百四ミリグラム（百二ミ	ム）	八百四十ミリグラム（四百二十ミリグラム）	ム）	二・六四ミリグラム（一・三二ミリグラム）	グラム）
〇・六八ミ		六十八ミリグラム		二百八十ミリグラム		〇・八八ミリグラム	・五グラム）
一・〇一ミリ	リグラム	百二ミリグラム（五十一ミ	ム）	四百二十ミリグラム（二百十ミリグラム）	ム）	一・三二ミリグラム（〇・六六ミリグラム）	一・三二ミリ
〇・三四ミ		三十四ミリグラム		百四十ミリグラム		〇・四四ミリグラム	〇・八八ミリグラム（〇・
〇・六八ミリグラム（〇・		ミリグラム）		二百八十ミリグラム（二百十八ミリグラム）		八八ミリグラム）	ム

				銅	
ナイアシン	マグネシウム				
五 ミリグラ ム（一・九	三・九ミリグ ラム（四十八 ミリグラム）	ラム（四十八 ミリグラム）	九十六ミリグ ラム（四十八 ミリグラム）	ム）一四ミリグラ ム（〇・一四ミリ グラム（〇・一四 ミリグラム）	〇・二七ミリ 〇・〇九ミ 〇・一四ミリ 〇・〇五ミ
グラム ム（一・三 ミリ	グラム ム（一・三 ミリ	グラム ム（一・三 ミリグラム）	三十二ミリ グラム（一・三 ミリグラム）	リグラム ム（〇・七ミリ グラム（〇・七 ミリグラム）	リグラム ム（〇・〇九ミ リグラム（〇・ 〇・〇五ミ
九八ミリグラ ム（〇・一 九五ミリ グラム）	一・九五ミリ グラム（〇・一 九五ミリ グラム）	ミリグラム ム（一・九五 ミリグラム）	ラム（二十四 ミリグラム）	ム）四十八ミリグ ラム（二十四 ミリグラム）	〇・一四ミリ グラム（〇・一 四ミリグラム）
リグラム ム（〇・六五 ミ	〇・六五ミ リグラム	ラム ム（一・三 ミリグラム）	十六ミリグ ラム（一・三 ミリグラム）	リグラム ム（〇・九ミリ グラム（〇・九 ミリグラム）	リグラム ム（〇・〇九ミ リグラム（〇・ 〇・〇五ミ
ミリグラム ム（一・三 ミリグラム）	一・三ミリ グラム（一・三 ミリグラム）	ミリグラム ム（一・三 ミリグラム）	三十二ミリグ ラム（三十二 ミリグラム）	〇・九ミリ グラム（〇・九 ミリグラム）	六八ミリグラム ム（〇・〇九ミ リグラム（〇・ 〇・〇五ミ



ビタミン B <sub>12</sub>	ビタミン B <sub>6</sub>	ビタミン B <sub>2</sub>	ビタミン B <sub>1</sub>
○・七二マイ	ム) 二〇ミリグラム (○・	○・四二ミリ グラム (○・	○・三六ミリ グラム (○・
○・二四マ	リグラム ○・一三ミ	○・一四ミ リグラム	○・一二ミ リグラム
○・三六マイ	ム) 一〇ミリグラム (○・	○・二一ミリ グラム (○・	○・九ミリグラ ム (○・
○・一二マ	リグラム ○・〇七ミ	○・〇七ミ リグラム	○・〇六ミ リグラム
○・二四マイクログラム	一三ミリグラム)	一四ミリグラム)	○・一二ミリグラム (○・

ビタミンE		ビタミンD		ビタミンC		
一・八九ミリ	ム イクログラ	一・六五マイ クログラム (○・八三マ)	三十ミリグラム (十五ミリ グラム)	ム （十五ミリ グラム）	イクログラム (○・三六マ)	クログラム (○・二四マイクログラ
○・六三ミ		○・五五マ イクログラ		十ミリグラム ム	ム	イクログラ (○・一八マ)
○・九五ミリ	ム イクログラ	○・八三マイ クログラム (○・四一マ)	十五ミリグラム リグラム	ム （七・五ミ リグラム）	ム イクログラ	クログラム (○・二四マイクログラ
○・三二ミ		○・二八マ イクログラ		五ミリグラム ム	ム	イクログラ (○・一四マイクログラ
○・六三ミリグラム (○・		○・五五マイ クログラム (○・五五マイ クログラム (○・		十ミリグラム ム	ム	

別表第十三（第七条関係）

			ビタミンK		グラム(○・リグラム)
			四十五マイク	ム)	九五ミリグラム
		クログラム	十五マイク		リグラム
	七十二マイク	ログラム(二	二十二・五マ	ム)	グラム(○・リグラム)
	十六マイクロ	クログラム	イクログラム	四七ミリグラ	
グラム)	グラム(三	(十一・三マ	クログラム		
	二十四マイ	ム)	七・五マイ		
	クログラム	イクログラ	十五マイクログラム(十五		
	三十六マイク	ログラム(十	マイクログラム)		
	ログラム(十	八マイクログ	マイクログラム		
	六マイクロ	ラム)	二十四マイクログラム(二		
			十四マイクログラム)		六三ミリグラム)

栄養成分及び熱量	含まない旨の表示の基準値		低い旨の表示の基準値		低減された旨の表示の基準値
	量	値	量	値	
飽和脂肪酸	食品百グラム当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）	食品百グラム当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）	食品百グラム当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）	食品百グラム当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）	食品百グラム当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）
ム)	○・一グラム（○・一グラム）	ム）	五キロカロリー（五キロカロリー）	四十キロカロリー（二十キロカロリー）	四十キロカロリー（二十キロカロリー）
の熱量のうち飽和脂肪酸に	一・五グラム（○・七五グラム）。ただし、当該食品	一・五グラム（一・五グラム）	三グラム（一・五グラム）	三グラム（一・五グラム）	三グラム（一・五グラム）
	ラム）	一・五グラム（○・七五グラム）			

コレステロール		由来するものが当該食品の熱量の十パーセント以下であるものに限る。
(ム) ○・五グラム (○・五グラム)	<p>五ミリグラム（五ミリグラム）。ただし、飽和脂肪酸の量が一・五グラム（○・七五グラム）未満であつて七五グラム）未満であつて当該食品の熱量のうち飽和脂肪酸に由来するものが当該食品の熱量の十パーセント未満のものに限る。</p>	<p>二十ミリグラム（十ミリグラム）。ただし、飽和脂肪酸の量が一・五グラム（○・七五グラム）以下であつて当該食品の熱量のうち飽和脂肪酸に由来するものが当該食品の熱量の十パーセント以下のもに限る。</p>
糖類		
五グラム (二・五グラム)		二十ミリグラム（十ミリグラム）。ただし、飽和脂肪酸の量が当該他の食品に比べて低減された量が一・五グラム（○・七五グラム）以上のもに限る。

ナトリウム	五ミリグラム（五ミリグラム）	百二十ミリグラム（百二十ミリグラム）
		ミリグラム（ミリグラム）

## 備考

1 ドレッシングタイプ調味料（いわゆるノンオイルドレッシング）について、脂質の「含まない旨の表示」については「〇・五グラム」を、「三グラム」とする。

2 一食分の量を十五グラム以下である旨を表示し、かつ、当該食品中の脂肪酸の量のうち飽和脂肪酸の量の占める割合が十五パーセント以下である場合、コレステロールに係る含まない旨の表示及び低い旨の表示のただし書きの規定は、適用しない。

## 別表第十四（第三条関係）

小麦	くるみ	かに	えび
----	-----	----	----

そば

卵 乳

落花生

別表第十五（第三条、第十条関係）

1 次に掲げるもののうち、原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品（5）の緑茶及び緑茶飲料にあつては荒茶の原材料、（6）のもちにあつては米穀、（8）の黒糖及び黒糖加工品にあつては黒糖の原材料、（9）のこんにゃくにあつてはこんにゃく粉の原材料であるこんにゃくの原材料として用いられたこんにゃくいも（こんにゃくの原材料であるこんにゃく粉の原材料として用いられたこんにゃくいもを含む。）、（18）のこんぶ巻にあつてはこんぶに限る。）の当該割合が五十パー セント以上であるもの

（1）乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実（フレーク状又は粉末状にしたもの）を除く。）

（2）塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実（農産物漬物を除く。）

（3）ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当す

るものを除く。）

(4) 異種混合したカツト野菜、異種混合したカツト果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したものの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）

(5) 緑茶及び緑茶飲料

(6) もち

(7) いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類

(8) 黒糖及び黒糖加工品

(9) こんにゃく

(10) 調味した食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）

(11) ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）

(12) 表面をあぶつた食肉

(13) フライ種として衣をつけた食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）

(14) 合挽肉その他異種混合した食肉（肉塊又は挽肉を容器に詰め、成形したものと含む。）

(15) 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類（細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたもの）を除く。）

(16) 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類

(17) 調味した魚介類及び海藻類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）

(18) こんぶ巻

(19) ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）

(20) 表面をあぶつた魚介類

(21) フライ種として衣をつけた魚介類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）

(22) 4又は14に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）

2 農産物漬物

3 野菜冷凍食品

- 4 うなぎ加工品  
5 かつお削りぶし  
6 おにぎり（米飯類を巻く目的でのりを原材料として使用しているものに限る。）  
**別表第十六（第二条関係）**

- 1 大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）  
2 とうもろこし  
3 ばれいしょ  
4 なたね  
5 綿実  
6 アルファアルファ  
7 てん菜  
8 パパイヤ  
9 からしな

別表第十七（第三条、第九条関係）

対象農産物	加工食品
大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）	
1 豆腐・油揚げ類	
2 凍り豆腐、おから及びゆば	
3 納豆	
4 豆乳類	
5 みそ	
6 大豆煮豆	
7 大豆缶詰及び大豆瓶詰	
8 きなこ	
9 大豆いり豆	
10 1から9までに掲げるものを主な原材料とするもの	
11 調理用の大豆を主な原材料とするもの	



									ばれいしょ
からしな	パパイヤ	てん菜	アルファアルファ	綿実	なたね				9 1から5までに掲げるものを主な原材料とするもの

別表第十八（第三条、第十八条関係）

形質	加工食品	大豆	対象農産物
ステアリドン酸産 生 高リシン	1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、上欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 1に掲げるものを主な原材料とするもの	1 とうもろこしを主な原材料とするもの（上欄に掲げる形質を有しなくなつたものを除く。） 2 1に掲げるものを主な原材料とするもの	大豆
エイコサペンタエ ン酸（EPA）産 生 ドコサヘキサエン 酸（DHA）産生	1 なたねを主な原材料とするもの（上欄に掲げる形質を有しなくなつたものを除く。） 2 1に掲げるものを主な原材料とするもの	1 なたね	なたね

別表第十九（第四条、第五条関係）

食品	表示事項	表示の方法
トマト加工品	使用上の注意（内面塗装缶以外を使用した缶詰に限る。）	「開缶後はガラス等の容器に移し換えること」等と表示する。
用語（濃縮トマト還元）の用語（濃縮トマト還元）の用語を表示する。	形状（固形トマトに限る。） 全形にあつては「全形」と、二つ割りにあつては「2つ割り」と、四つ割りにあつては「4つ割り」と、立方形にあつては「立方形」と、輪切りにあつては「輪切り」と、くさび形にあつては「くさび形」と、不定形にあつては「不定形」と表示し、その他のものにあつてはその形状を最もよく表す用語を表示する。	「立方形」と、輪切りにあつては「輪切り」と、くさび形にあつては「くさび形」と、不定形にあつては「不定形」と表示し、その他のものにあつてはその形状を最もよく表す用語を表示する。

ジャム類	<p>トマトの搾汁を濃縮した度合（トマトピューレー及びトマトペーストに限る。）</p> <p>トマトの搾汁の含有率（トマト果汁飲料に限る。）</p>	<p>トマトの搾汁を濃縮した度合を、「トマトを裏ごしして、およそ3倍に濃縮してあります」等と表示する。</p>	<p>トマトの搾汁を濃縮した度合を、「トマトを裏ごしして、およそ3倍に濃縮してあります」等と表示する。</p>
使用上の注意（糖用屈折計の示度が六十ブリックス度以下の中の又は内面塗装缶以外を使用）	<p>1 糖用屈折計の示度が六十ブリックス度以下の中の又は内面塗装缶以外を使用は、「開封後は、10°C以下で保存すること」と表示する。</p> <p>2 缶詰であつて内面塗装缶以外の缶を使用したものにあつては、「開缶後は、ガラス等の容器に移し換えること」と表示する。</p>	<p>トマトの搾汁の含有率を実含有率を上回らない十の整数倍の数值により、パーセントの単位で、単位を明記して表示する。</p>	

				用した缶詰に限る。) 示する。
乾めん類 (即席めん)	調理方法 即席めん	そば粉の配合割合 (そば粉の配合割合が三十ペーセント未満の干しそばに限る。)	食品の特性に応じて表示する。	実配合割合を上回らない数値により「2割」、「20%」等と表示する。ただし、そば粉の配合割合が十ペーセント未満のものにあつては、「1割未満」、「10%未満」等と表示する。
即席めん類 (即席めん)	調理方法 使用上の注意 (食器として使用できる容器にめんを入れているものに限る。)	容器を加熱するものにあつては「調理中及び調理直後は、容器に直接手を触れないこと」等と、容器を加熱しないものにあつては「やけどに注意」等と表示する。	食品の特性に応じて表示する。	
油脂で処理した旨 「油揚げめん」、「油処理めん」等油脂で処理した旨の文言を表示する。				

のうち生タ イプ即席め ん以外のも のをい う。)	マカロニ類	無菌充填豆 腐（食品、 添加物等の 規格基準第 1食品の部 D各条の項 の豆腐に規	調理方法	常温での保存が可能で ある旨及び常温で保存 した場合における賞味 期限である旨の文字を 「常温保存可能品」の文字を表示する。
---------------------------------------	-------	---	------	--

		定する無菌充填豆腐をいう。)
凍り豆腐	調理方法	
プレスハム、混合プレスハム、ソーセージ及び混合ソーセージ	でん粉含有率（でん粉（加工でん粉を含む。））、小麦粉及びコーンミールの含有率をパーセントの単位で、単位を明記して表示する。	食品の特性に応じて表示する。

の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。以下この項において同じ。）	鳥獸の種類	あつては五パーセントを超える場合に限る。）	
他の食肉の断片を結着させ成型する処理その	1 「牛」、「馬」、「豚」、「めん羊」、「鶏」等とその動物名を表示する。 2 鳥獸の内臓にあつては「牛肝臓」、「心臓（馬）」等と表示する。 3 名称から鳥獸の種類が十分判断できるものにあつては、鳥獸の種類の表示を省略することができる。	1 「牛」、「馬」、「豚」、「めん羊」、「鶏」等とその動	

他病原微生物による汚

染が内部に拡大するお

それのある処理を行つ

たものに限る。)

飲食に供する際にその全体について十分な加熱を要する旨（調味料に浸潤させる処理、他の食肉の断片を結着させ成型する処理その他病原微生物による汚染が内部に拡大するおそ

「あらかじめ処理してありますので中心部まで十分に加熱してお召し上がりください」、「あらかじめ処理してありますので十分に加熱してください」等飲食に供する際にその全体について十分な加熱を要する旨の文言を表示する。

ものに限る。）

生食用である旨（牛肉（内臓を除く。）であつて生食用のものに限る。）

「生食用」、「生のまま食べられます」等生食用である旨を明確に示す文言を表示する。

と畜場の所在地の都道府県名（輸入品にあつては、原産国名）及びと畜場である旨を冠した当該とては、原産国名）及びと畜場の名称（牛肉（内臓を除く。）であつて生食用のものに限る。）

と畜場の所在地の都道府県名（輸入品にあつては、原産国名）及びと畜場である旨を冠した当該とては、原産国名）及びと畜場の名称を表示する。

食品衛生法第十三条第一項の規定に基づく生食用食肉の加工基

一項の規定に基づく生食用食肉の加工基準に適合する方法で加工が行われた施設（以下この項及び別表行われた施設の所在地）の所在地

準に適合する方法で加工が行われた施設（以下この項及び別表第二十四の食肉の項において「加工施設」という。）の所在地の都道府県名（輸入品にあっては、原産国名）及び加工施設である旨を冠した当該加工施設の名称を表示する。

の都道府県名（輸入品にあっては、原産国名）及び加工施設の名称（牛肉（内臓を除く。）であって生食用のものに限る。）

一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある

「一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがあります」、「食肉（牛肉）の生食は、重篤な食中毒を引き起こすリスクがあります」

法施行令第 （食品衛生 ）	旨（牛肉（内臓を除く。）であつて生食用のものに限る。）	旨（牛肉（内臓を除く。）であつて生食用のものに限る。）
原料肉名 （食肉製品 ）	子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨（牛肉（内臓を除く。）であつて生食用のものに限る。）	「子供、高齢者、食中毒に対する抵抗力の弱い方は食肉の生食をお控えください」、「お子様、お年寄り、体調の優れない方は、牛肉を生で食べないでください」等子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨の文言を表示する。
魚肉である原料については「魚肉」の文字を表示する。	配合分量の多いものから順に表示することとし、食肉である原料については「馬」、「めん羊」、「鶏」等とその動物名を、	す」等一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨の文言を表示する。

十三条に規

殺菌方法（気密性のあ

殺菌温度及び殺菌時間を表示する。

定するもの  
に限る。以  
下この表に  
おいて同  
じ。）

る容器包装に充てんし  
た後、その中心部の温  
度を摂氏百二十度で四  
分間加熱する方法又は  
これと同等以上の効力  
を有する方法により殺  
菌したもの（缶詰又は  
瓶詰のものを除く。）  
に限る。）

乾燥食肉製品である旨  
(乾燥食肉製品（乾燥  
させた食肉製品であつ

「乾燥食肉製品」の文字等乾燥食肉製品である旨を示す文字を

表示する。

て、乾燥食肉製品として販売するものをいう。以下同じ。)に限りる。)

非加熱食肉製品である旨(非加熱食肉製品

(食肉を塩漬けした

後、くん煙し、又は乾燥させ、かつ、その中心部の温度を摂氏六十度で三十分間加熱する方法又はこれと同等以上の効力を有する方

「非加熱食肉製品」の文字等非加熱食肉製品である旨を示す文字を表示する。

---

		法による加熱殺菌を行つていかない食肉製品であつて、非加熱食肉製品として販売するものをいう。ただし、乾燥食肉製品を除く。以下同じ。）に限る。）
品（その中心部の温度	特定加熱食肉製品である旨（特定加熱食肉製品（その中心部の温度	水素イオン指数及び水分活性（非加熱食肉製品に限る。）

水素イオン指数及び水分活性（非加熱食肉製品に限る。）

水素イオン指数を表示するときは、「pH」等水素イオン指数を示す文字を付してその値を表示する。水分活性を表示するときは、水分活性を示す文字を付してその値を表示する。

「特定加熱食肉製品」の文字等特定加熱食肉製品である旨を示す文字を表示する。

---

加熱食肉製品である旨	水分活性（特定加熱食肉製品に限る。）	<p>分間加熱する方法又はこれと同等以上の効力を有する方法以外の方法による加熱殺菌を行つた食肉製品をいう。</p> <p>ただし、乾燥食肉製品及び非加熱食肉製品を除く。以下同じ。）に限る。）</p> <p>水分活性（特定加熱食肉製品に限る。）</p>
「加熱食肉製品」の文字等加熱食肉製品である旨を示す文字を		

（加熱食肉製品（乾燥

表示する。

食肉製品、非加熱食肉

製品及び特定加熱食肉

製品以外の食肉製品を

いう。）に限る。）

容器包装に入れた後加

熱殺菌したものか、加

熱殺菌した後容器包装

に入れたものかの別

（加熱食肉製品に限

る。）

乳

殺菌温度及び時間（殺

種類別

乳等省令第二条の定義に従つた種類別を表示する。

「包装後加熱」の文字又は「加熱後包装」の文字等容器包装に入れた後加熱殺菌したものか、加熱殺菌した後容器包装に入れたものかの別を表示する。

1 温度は摂氏温度で表し、当該処理場で行つてある実際の殺

菌しない特別牛乳にあ

菌温度を正確に表示する。

つては、その旨)

2 時間は「分」又は「秒」で表し、当該処理場で行っている  
実際の殺菌時間を正確に表示する。

3 殺菌温度、殺菌時間と表すものであることを明らかにする  
ため、「殺菌」、「殺菌温度」、「殺菌時間」等の文字を前  
又は後に表示する。

主要な原料名並びに含

まれる無脂乳固形分及  
び乳脂肪分の重量百分

率（加工乳に限る。）

含まれる乳脂肪分の重  
量百分率（低脂肪牛乳  
に限る。）

含まれる乳脂肪分の重量パーセントを表示する。パーセントの  
表示は、小数第一位まで表示する。

常温での保存が可能である旨及び常温で保存した場合における賞味期限である旨の文字を

「種類別○○」の次に「（常温保存可能品）」の文字を表示する。

乳製品	種類別	冠した年の年月日（常温保存可能品に限る。）
乳製品である旨（乳酸菌飲料に限る。）	「種類別○○」の次に「（乳製品）」の文字を表示する。	乳等省令第二条の定義に従つた種類別を表示する。この場合において、チーズにあつてはナチュラルチーズ又はプロセスチーズの別、アイスクリーム類にあつてはアイスクリーム、アイスミルク又はラクトアイスの別を表示する。

主要な混合物の名称

(乳飲料、発酵乳、乳

酸菌飲料 (無脂乳固形

分三・〇パーセント以

上のものに限る。)、

チーズ又はアイスクリ

ーム類に限る。)

主要な混合物の名称及

びその重量百分率 (加

糖練乳、加糖脱脂練

乳、加糖粉乳又は調製

粉乳に限る。)

含まれる無脂乳固形分

1 無脂乳固形分、乳脂肪分及び乳脂肪分以外の脂肪分の重量

乳又は乳製品以外に混合したものの中主要なもの及び量の多  
少にかかわらずその製品の特性に不可欠なものとの名称を表示す  
る。

1 主要な混合物の名称は、調製粉乳にあつては、乳又は乳製

品以外に混合したものの中主要なもの及び量の多少にかか  
わらずその製品の組成に必要不可欠なものとの名称を表示し、  
それ以外のものにあつては、「しょ糖」と表示する。

2 1の重量パーセントは、小数第一位まで表示する。

<p>及び乳脂肪分（乳脂肪分以外の脂肪分を含むものにあつては、無脂乳固形分及び乳脂肪分並びに乳脂肪分以外の脂肪分）の重量百分率（乳飲料、発酵乳、乳酸菌飲料及びアイスクリーム類に限る。）</p>	<p>パーセントは、小数第一位まで表示する。ただし、アイスクリーム類、発酵乳及び乳酸菌飲料であつて、重量パーセントが一パーセント以上のものについては、小数第一位の数値の一から四までは○として、六から九までは五として、○・五間隔で表示することができる。</p> <p>2 乳脂肪分以外の脂肪分にあつては、その脂肪分の個々の名称及びそれぞれの重量パーセントを表示する。ただし、植物性脂肪又は乳脂肪以外の動物性脂肪に取りまとめ、それぞれ総量で表示することができる。</p>
<p>当該動物の種類（牛以外の動物の乳を原料として製造したナチュラルチーズに限る。）</p>	<p>二種類以上の動物の乳を使用したものにあつては、当該動物の種類を使用量の多い順に表示する。</p>

含まれる乳脂肪分の重量パーセントは、小数第一位まで表示する。

量百分率（クリーム及びクリームパウダーに限る。）

殺菌した発酵乳及び乳酸菌飲料である旨（殺菌した発酵乳及び乳酸菌した発酵乳及び乳酸菌飲料に限る。）

殺菌した発酵乳にあつては、「種類別」の次に「殺菌済み発酵乳」等殺菌した発酵乳である旨の文言を、殺菌した乳酸菌飲料にあつては、「種類別」の次に「殺菌済み乳酸菌飲料」等殺菌した乳酸菌飲料である旨の文言を表示する。

容器包装に入れた後、加熱殺菌した旨（ナチュラルチーズ（ソフトユラルチーズ（ソフト及びセミハードのものに限る。）であつて、

「包装後加熱」、「包装後加熱殺菌」、「容器包装後加熱殺菌済み」等容器包装に入れた後に加熱殺菌したものである旨の文言を表示する。

		容器包装に入れた後、加熱殺菌したものに限る。)
旨（発酵乳又は乳酸菌	ハードのものに限る。）であって、飲食に供する際に加熱するものに限る。）	飲食に供する際に加熱する旨（ナチュラルチーズ（ソフト及びセミハードのものに限る。））であって、飲食に供する際に加熱する旨（低温発酵）等飲食に供する際に加熱する旨の文言を表示する。
旨（発酵乳又は乳酸菌	旨（発酵乳又は乳酸菌	「種類別○○」の次に「（要加熱）」、「（加熱が必要）」、「（加熱してお召し上がりください）」等飲食に供する際に加熱する旨の文言を表示する。

乳又は乳製品を主要原		
菌飲料にあつては、そ	名称又は商品名（乳酸菌飲料にあつては、そ	<p>「種類別〇〇」の次に「（常温保存可能品）」の文字を表示する。</p> <p>一般的の名称又は商品名を表示する。この場合において、乳酸菌</p>

料とする食  
の旨)

品

乳若しくは乳製品を原  
材料として含む旨、乳  
成分を原材料として含  
む旨又は主要原料であ  
る旨又は主要原料であ  
る乳若しくは乳製品の  
種類別のうち少なくと  
も一つを含む旨

「この製品は原材料に乳を使用しています」等乳若しくは乳製  
品を原材料として含む旨、乳成分を原材料として含む旨又は主  
要原料である乳若しくは乳製品の種類別のうち少なくとも一つ  
を含む旨を表示する。

含まれる無脂乳固形分  
及び乳脂肪分（乳脂肪  
分以外の脂肪分を含む  
ものにあつては、無脂  
乳固形分及び乳脂肪分

1 無脂乳固形分、乳脂肪分及び乳脂肪分以外の脂肪分の重量  
パーセントを表示する。パーセント表示は、小数第一位まで  
表示する。ただし、乳又は乳製品を主要原料とする食品であ  
つて、重量パーセントが一パーセント以上の中のものについて

は、小数第一位の数値の一から四までは○として、六から九

並びに乳脂肪分以外の

脂肪分) の重量百分率

までは五として、○・五間隔で表示することができる。

2 乳脂肪分以外の脂肪分にあつては、その脂肪分の個々の名稱及びそれぞれの重量パーセントを表示する。ただし、植物性脂肪又は乳脂肪以外の動物性脂肪に取りまとめ、それぞれ総量で表示することができる。

製造時の発酵温度が摂

「低温発酵」等製造時の発酵温度が摂氏二十五度前後である旨

氏二十五度前後である

旨（乳酸菌飲料であつて、製造時の発酵温度

が摂氏二十五度前後のものに限る。）

鶏の液卵

（鶏の殻付のに限る。）

殺菌方法（殺菌したも

殺菌温度及び殺菌時間を表示する。

き卵から卵

未殺菌である旨（殺菌

殻を取り除  
いたものを

いう。）  
限る。）

したもの以外のものに

飲食に供する際に加熱  
殺菌を要する旨（殺菌

したもの以外のものに

限る。）

切り身又は  
むき身にし

生食用である旨

「生食用」、「刺身用」、「そのままお召し上がりになれます」等生食用である旨を示す文言を表示する。

た魚介類  
(生かき及

びふぐを原

材料とする

「未殺菌」の文字等未殺菌である旨を示す文字を表示する。

ふぐ加工品

を除く。)

であつて、

生食用のもの  
(凍結させたものを除く。)

生かき

の別

生食用であるかないか

生食用又は加工用の別を表示する。生食用以外のかきについて  
は、「加熱調理用」、「加熱加工用」、「加熱用」等加熱しな  
ければならないことを明確に表示する。

採取された水域(生食

用のものに限る。)

都道府県、地域保健法(昭和二十二年法律第一百一号)第五条第  
一項の政令で定める市又は特別区が、自然環境等を考慮した上  
で、決定した採取された水域の範囲を表示する。


ゆでがに 飲食に供する際に加熱 を要するかどうかの別 を要するかどうかの別	「加熱の必要はありません」、「加熱用」、「加熱してお召し 上がりください」等飲食に供する際に加熱を要するかどうかの 别を示す文言を表示する。
魚肉ハム及 び魚肉ソーセージ	<p>でん粉含有率（でん粉（加工でん粉を含む。）、小麦粉、コーンミール等の含有率）をパーセントの単位で、単位を明記して表示する。</p> <p>つなぎ又は結着材料に使用したでん粉（加工でん粉を含む。）、小麦粉、コーンミールの含有率）をパーセントの単位で、単位を明記して表示する。</p> <p>が、魚肉ハムにあつては九パーセント、普通魚肉ソーセージにあつては十パーセント、特種魚肉ソーセージについては十五パーセント</p>

			を超える場合に限 る。)
魚肉ハム、 魚肉ソーセ ージ及び特 殊包装かま ぼこ	名称の用語（商品名に 名称の用語を使用して いない場合に限る。）	名称の用語（商品名に 名称の用語を使用して 表示する。	
(缶詰又は瓶詰のもの	氣密性のある容器包装 に充てんした後、その 中心部の温度を摂氏百 二十度で四分間加熱す る方法又はこれと同等 以上の効力を有する方 法により殺菌したもの	殺菌温度及び殺菌時間を表示する。	別表第四の魚肉ハム及び魚肉ソーセージの名称の項に規定する

削りぶし	<p>水素イオン指数又は水分活性（その水素イオン指数が四・六以下又はその水分活性が〇・九四以下であるもの（缶詰又は瓶詰のものを除く。）に限る。）</p>	<p>水素イオン指数を表示するときは、「pH」等水素イオン指数を示す文字を付してその値を表示する。水分活性を表示するときは、水分活性を示す文字を付してその値を表示する。</p>
れぶし、煮干し又は圧 以上の中のふし、か れぶし、煮干し又は圧	<p>名称の用語（商品名にない場合又は二種類以上の魚類のふし、かれぶし、煮干し又は圧以上の中のふし、かれぶし、煮干し又は圧）</p>	<p>別表第四の削りぶしの名称の項に定める名称の用語を表示する。</p>

---


---

搾煮干しを使用したものに配合したものに	密封の方法（気密性のある容器包装に入れ、かつ、不活性ガスを充てんしたものに限る。）	のであって商品名に使用した全ての魚類の名称を使用していない場合に限る。）
圧搾煮干し配合率（圧搾煮干しを十パーセント以上配合したものに	「不活性ガス充てん、気密容器入り」と表示する。ただし、「不活性ガス」については、その固有の名称で表示することができる。	実配合率を下回らない十の整数倍の数値により、パーセントの単位をもつて、単位を明記して表示する。

---

					うに加工品 限る。)
うに加工品	塩うに含有率	名称の用語（商品名に 名称の用語を使用して いない場合に限る。）	別表第四のうに加工品の名称の項に定める名称の用語を表示す る。	パーセントの単位で、単位を明記して表示する。	
ふぐを原材料とするふ ぐ加工品	塩うに含有率	名称の用語（商品名に 名称の用語を使用して いない場合に限る。）	別表第四のうにあえものの名称の項に定める名称の用語を表示 する。	パーセントの単位で、単位を明記して表示する。	
原料ふぐの種類	ロットが特定できるも の	加工年月日である旨の文字を冠したその年月日、ロット番号等 のいづれかを表示する。	原料ふぐの種類を次に掲げる標準和名（以下「標準和名」とい う。）で表示するとともに、「標準和名」の文字を表示する。		

- 
- 
- 
- 一 とひふぐ  
二 からす  
三 まふぐ  
四 しまふぐ  
五 しょうさいふぐ  
六 なしふぐ  
七 こもんふぐ  
八 ひがんふぐ  
九 くせふぐ  
十 ごまふぐ  
十一 あかめふぐ  
十二 むしふぐ  
十三 めふぐ

- 
- 
- 
- 十四 しるせばらぐ  
十五 くろさばらぐ  
十六 かならぐ  
十七 よりとらぐ  
十八 くまさからぐ  
十九 ほしらぐ  
二十 ややなみらぐ  
二十一 もようらぐ  
二十二 いしがきらぐ  
二十三 はりせんぼん  
二十四 ひとづらはりせんぼん  
二十五 ねずみらぐ  
二十六 はこらぐ

二十七 さんさいふぐ

漁獲水域名（原料ふぐ）  
漁獲水域名を表示する。

の種類がなしふぐ（有明海、橘湾、香川県及び岡山県の瀬戸内海域で漁獲されたものに限りる。）の筋肉を原材料とするもの又はなしふぐ（有明海及び橘湾で漁獲され、長崎県が定める要領に基づき処理されたものに限る。）の精巣を原材料とする

塩蔵わかめ	<p>生食用であるかないかの別（冷凍食品のうち、切り身にしたふぐを凍結させたものに限る。）</p>	<p>ものに限る。）</p>
食塩含有率（四十パー	<p>生食用である旨（切り身にしたふぐであつて生食用のもの（調味したものであつて、凍結させたものを除く。）に限る。）</p>	<p>生食用のものにあつては、「生食用」等生食用である旨を示す文言を表示し、生食用でないものにあつては、「加工用」、「フライ用」、「煮物用」等生食用でない旨を示す文言を表示する。</p>
		<p>「生食用」の文字等生食用である旨を示す文字を表示する。</p>

セントを超える場合に

単位をもつて、単位を明記して表示する。

限る。)

鯨肉製品	名称の用語（商品名に 名称の用語を使用して いない場合に限る。）	使用方法	セントを超える場合に 単位をもつて、単位を明記して表示する。 「塩抜きして使用すること」等と表示する。 別表第四の塩蔵わかめの名称の項に定める名称の用語を表示す る。
氣密性のある容器包装 に充てんした後、その 中心部の温度を摂氏百 二十度で四分間加熱す る方法又はこれと同等 以上の効力を有する方 法により殺菌したもの	殺菌温度及び殺菌時間を表示する。		

		（缶詰又は瓶詰のもの を除く。）の殺菌方法
食酢	酸度	
希釈倍数（希釈して使 用されるものに限 る。）	醸造酢の混合割合（醸 造酢を混合した合成酢 に限る。）	パーセントの単位で、小数第一位までの数値を単位を明記して 表示する。

「醸造酢」又は「合成 醸造酢にあつては「醸造酢」と、合成醸にあつては「合成醸」 風味調味料	「醸造酢」の用語	「醸造酢」又は「合成 醸造酢にあつては「醸造酢」と、合成醸にあつては「合成醸」 と表示する。
乾燥スープ 調理方法	使用方法	食品の特性に応じて表示する。  水若しくは牛乳を加えて加熱するものであるか又は水、熱湯若しくは牛乳を加えるものであるかの別及びその加えるものの量を表示する。

冷凍食品	マーガリン類	油脂含有率（ファットスプレッドに限る。）	品名中に「ポタージュ」の用語を使用していないものに限る。）
食肉製品、鯨肉製品、 た食品（清涼飲料水、	名称の用語（商品名に 名称の用語を使用して いない場合に限る。）	別表第四のマーガリン類の名称の項に定める名称の用語を表示する。	パーセントの単位で、単位を明記して表示する。

魚肉練り製品、ゆでだ

こ、ゆでがに、食肉

(鳥獸の生肉(骨及び

臓器を含む。)を加工

したものに限る。)及

びアイスクリーム類を

除く。以下同じ。)を

凍結させたものに限

る。)

凍結させる直前に加熱  
されたものであるかど

うかの別(加熱後摂取

冷凍食品(製造し、又

「凍結前加熱」の文字等凍結させる直前に加熱されたものであ  
るかどうかの別を表示する。

<p>は加工した食品を凍結させたものであつて、飲食に供する際に加熱を要するとされているものをいう。）に限る。）</p> <p>生食用であるかないかの別（切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを除き、調味したものに限る。）を凍結させたものに限る。）</p>	<p>生食用であるかないかの別（切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを除き、調味したものに限る。）を凍結させたものに限る。）に限る。）</p>
	<p>生食用のものにあつては、「生食用」等生食用である旨を示す文言を表示し、生食用でないものにあつては、「加工用」、「フライ用」、「煮物用」等生食用でない旨を示す文言を表示する。</p>

## 調理冷凍食

衣の率（冷凍魚フライ

実比率を下回らない五の整数倍の数値により、パーセントの単位

### 品（冷凍フ

にあつては五十パーセ

をもつて、単位を明記して表示する。

### ライ類、冷

ント（食用油脂で揚げ

### 凍しゅうま

たものにあつては六十

### い、冷凍ぎ

パーント）、冷凍え

### ようぎ、冷

びフライにあつては五

### 凍春巻、冷

十パーセント（食用油

### 凍ハンバー

脂で揚げたものにあつ

### グスター

ては六十五パーセン

### キ、冷凍ミ

ト、食用油脂で揚げた

### ートボー

もの以外のもので頭胸

### ル、冷凍フ

部及び甲殻を除去し、

### イツシユハ

又はこれから尾扇を除

ンバーグ、去した一尾当たりのえ

冷凍フイツ  
びの重量が六グラム以

下のものにあつては六  
シュボー

ル、冷凍米  
十パーセント）、冷凍

飯類及び冷  
いかフライにあつては

五十五パーセント（食  
凍めん類に

用油脂で揚げたものに  
限る。）

あつては六十パーセン

ト）、冷凍かきフライ

にあつては五十パーセ

ント（食用油脂で揚げ

たものにあつては六十

パーント）、冷凍コ

ロツケにあつては三十

パーセント（食用油脂  
で揚げたものにあつて  
は四十パーセント）及

び冷凍カツレツにあつ  
ては五十五パーセント  
(食用油脂で揚げたも  
のにあつては六十五パ  
ーセント) を超えるも  
のに限る。)

皮の率（冷凍しゅうま  
いにあつては二十五パ  
ーセント、冷凍ぎょう

実比率を下回らない五の整数倍の数値により、パーセントの單  
位をもつて、単位を明記して表示する。

---

			ざにあつては四十五パーセント、冷凍春巻にあつては五十パーセント（食用油脂で揚げたものにあつては六十パーセント）を超えるものに限る。）
食用油脂で揚げた後、凍結し、容器包装に入れる。	食用油脂で揚げた後、凍結し、容器包装に入れた旨を表示する。	使用方法 内容個数（内容個数の管理が困難でないものに限る。）	解凍方法、調理方法等を表示する。 ○個入り、○尾入り、○枚入り等と表示する。

食肉の含有率（冷凍ハ ル、冷凍フイツシユハ ンバーグ又は冷凍フイ ツシユボールに限 る。）	ソースをえた旨又は ソースで煮込んだ旨 (冷凍ハンバーグステ ーキ、冷凍ミートボー ル、冷凍フイツシユハ ンバーグ又は冷凍フイ ツシユボールに限 る。)	された旨（食用油脂で揚 げた後、凍結し、容器 包装に入れたものに限 る。）
実含有率を上回らない五の整数倍の数値により、パーセントの	ソースをえた旨又はソースで煮込んだ旨を表示する。	

ンバーグ及び冷凍ミー

トボール（これらに具  
又はソースを加えたも  
のにあつては、具及び  
ソースを除く。）であ

つて、食肉の含有率が  
四十パーセント未満の  
ものに限る。）

魚肉の含有率（冷凍フ  
イッシュハamburger又  
は冷凍フィッシュボー

ル（これらに具又はソ  
ースを加えたものにあ

単位をもつて、単位を明記した食肉の含有率を表示する。

実含有率を上回らない五の整数倍の数値により、パーセントの  
単位をもつて、単位を明記した魚肉の含有率を表示する。

うざ 類	チルドぎよ ー	ボール ルドミート	バーグステ ーキ及びチ	チルドハン ー
皮の率（チルドぎよう ざ又はチルドぱおづに	調理方法		調理方法	つては、具又はソース を除く。）であつて魚 肉の含有率が四十パ ーセント未満のものに限 る。）

---

			あつては四十五パー ント、チルドしゅうま いにあつては二十五パ ーセント、チルド春巻 にあつては五十パー ントを超える場合に限 る。)
	「チルド」の用語	「チルド」と表示する。	
一部として、使用した	「魚肉」の用語（あん に占める魚肉の重量の 割合が食肉より高い場 合にあつて、商品名の	「魚肉」と表示する。	

---

主たる魚肉の名称を表示していない場合に限る。)

「野菜」の用語（あんに占める食肉の重量の割合及び魚肉の重量の割合がいずれもチルド

ぎようざにあつては二  
十パーセント未満、チ  
ルドしゅうまいにあつ  
ては二十五パーセント  
未満、チルド春巻又は  
チルドぱおずにあつて

この表のチルドぎようざ類の項の「魚肉」の用語に関する規定にかかわらず、「野菜」と表示する。

<p>容器包装詰 加圧加熱殺菌食品</p> <p>魚肉練り製品を除</p>	<p>は十パーセント未満である場合にあって、商品名の一部として、使用した主たる野菜の名称を表示していない場合に限る。)</p>
<p>食品を気密性のある容器包装に入れ、密封した後、加圧加熱殺菌した旨（缶詰又は瓶詰の食品、清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品及び魚肉練り製品を除</p>	<p>「気密性容器に密封し加圧加熱殺菌」等食品を気密性のある容器包装に入れ、密封した後、加圧加熱殺菌した旨を示す文言を表示する。</p>

工品又は魚肉の含有率 食肉等若しくはその加 く。	フスタイル）を除 く。 の（単に温めるものを 含む。）以外のものに 限る。）	内容量（調理しないも の（単に温めるものを 含む。）以外のものに 限る。）	調理方法（調理しない もの（単に温めるもの を含む。）以外のもの に限る。）	レトルトパウチ食品で ある旨 （植物性た んぱく食品 (コンビ ーフスタイ ル）を除 く。）
名称	「〇人前」と表示する。		食品の特性に応じて表示する。	レトルトパウチ食品である旨を表示する。
原材料名				
割合	パーセントの単位で、単位を明記したその含有率を表示する。			

(下欄の表の上欄に掲げるものを使用した場合において、その重量の原材料及び添加物(ハンバーグステーキ及びミートボールのうち、ソースを加えたものにあっては、ソースを除く。)の重量に占める割合が、同表の下欄に掲げる割合に満たないとき有限る。)

カレー及びハヤシ	食肉等若しくはその加工品又は魚肉	三パーセント(ハヤ
ル	シチュー	セント)
キ及びミートボ	牛どんのもと	六パーセント
ハンバーグステー	牛	六パーセント
食肉	食肉又は魚肉	六パーセント
四十パーセント	二十九パーセント	六パーセント
ル	の加工品又は魚肉	三パーセント
キ及びミートボ	六パーセント(クリ	ムシチューにあつては三パーセント)
ハンバーグステー	トムシチューにあつては三パーセント)	ムシチューにあつては三パーセント)
食肉	トムシチューにあつては三パーセント)	ムシチューにあつては三パーセント)

容器包装に

要冷蔵である旨

密封された

常温で流通

する食品

(清涼飲料

水、食肉製

品、鯨肉製

品及び魚肉

練り製品を

除く。) の

うち、水素

イオン指数

が四・六を

「要冷蔵」の文字等冷蔵を要する食品である旨を示す文字を表  
示する。

超え、か

つ、水分活

性が〇・九

四を超える

かつ、その  
中心部の温

度を摂氏百

二十度で四

分間に満た

ない条件で

加熱殺菌さ

れたもので

あつて、ボ

ツリヌス菌

を原因とす

る食中毒の

発生を防止

するためには

摂氏十度以

下での保存

を要するも

の

缶詰の食品

主要な原材料名

- 1 主要原材料が三種類以上にわたる場合は、配合分量の多いものから順に三種類まで表示する。
- 2 原則として、「主要原材料」の文字を冠する。
- 3 原材料は、その種類名を表示する。

4 名称その他表示から主要原材料が十分判断できるものにあ

つては、主要原材料名の表示を省略することができる。

農産物缶詰 及び農産物 瓶詰	形状（一種類の農産物 (れんこん、たけの こ、アスパラガス、ス イートコーン、なめ こ、マッシュルーム及 び果実（くり及びぎん なんを除く。））を詰 めたものに限る。ただ し、内容物の形状を容 易に確認することがで きる瓶詰にあつては、	1 一種類の農産物を詰めたものであつて、使用した農産物が 全形のものにあつては「全形」又は果実名に「丸」の文字を 冠して「丸みかん」等と、つぼみのものにあつては「つぼ み」と、ホールのものにあつては「ホール」と、ボタンのも のにあつては「ボタン」と、開きのものにあつては「開き」 と、全果粒のものにあつては「全果粒」と、身割れのものに あつては「身割れ」と、小片のものにあつては「小片」と、 じょうのう片のものにあつては「じょうのう片」と、ホール カーネルのものにあつては「ホールカーネル」と、クリーム スタイルのものにあつては「クリームスタイル」と、ロング スピナーのものにあつては「ロング」と、スピナーのものに
----------------------	--	---

---

この限りでない。）

---

あつては「スピア」と、チップのものにあつては「チップ」と、筒切りのものにあつては「筒切り」と、傷のものにあつては「傷」と、先のものにあつては「先」と、切のものにあつては「切」と、筒のものにあつては「筒」と、二つ割りのものにあつては「二つ割り」と、四つ割りのものにあつては「四つ割り」と、乱切りのものにあつては「乱切り」と、千切りのものにあつては「千切り」と、不定形のものにあつては「不定形」と、薄切りのものにあつては「薄切り」と、ランダムスライスにあつては「ランダムスライス」と、カットのものにあつては「カット」と、カット・ヘッドのものにあつては「カット・ヘッド」と、輪切りのものにあつては「輪切り」と、くさび形のものにあつては「くさび形」と、縦割りのものにあつては「縦割り」と、角柱形のものに

---

あつては「角柱形」と、立方形のものにあつては「立方形」と、その他のものにあつてはその形状を最もよく表す用語を表示する。ただし、たけのこの全形を縦に二つに切断したものにあつては「二つ割り」に代えて「割」と、ホール又はボタンをほぼ四等分したものにあつては「四つ割り」に代えて「クオーター」と、マッシュルームのかさ及び茎を不規則に切断したものにあつては「不定形」に代えて「ピーセス・ステムス」と、マッシュルームのホール又はボタンを厚き二ミリメートル以上八ミリメートル以下に軸に平行に切断したものにあつては「薄切り」に代えて「スライス」と表示することができる。

2 アスピラガスの表皮を除いたものにあつては、一の規定にかかるらず、「ロング」、「スピア」又は「チップ」等の

---

形状を示す文字の次に、括弧を付して、「皮むき」と表示する。

3 こう付きのさくらんぼにあつては「全形こう付」又は「全形枝付」と、皮付きのあんずにあつては「全形」又は「丸あんず」の文字の次に括弧を付して「皮付」と表示する。

大きさ (たけのこの全形を詰めたものに限る。ただし、製造工程上の技術的理由等から大きさを把握できない場合は、この限りでない。)	大きさ
記号及びその略号	大きさ
大 (L)	
中 (M)	
小 (S)	
(T)	
小	

次の表に掲げる区分による大きさを表す記号又はその略号により表示し、かつ、大きさの略号を表示する場合にあつては、その略号が大、中、小若しくは特小である旨又はその略号が示す内容個数を表示する。ただし、大きさをそろえていないものにあつては、「混合」と表示する。

分る区による

容器

一号缶

五号缶	四号缶	三号缶	二号缶			
一 五個 四個又は	一 五個 四個又は	五個 四個又は 十個以下	五個 四個又は 六個以上	五個 四個又は 十個以下	五個 四個又は 六個以上	五個 四個又は 十個以下
五個 四個又は	五個 四個又は	十個以下 六個以上	十個以下 六個以上	十個以下 六個以上	十個以下 六個以上	十個以下 六個以上
六個以上	六個以上	以下 上十五個	十一個以 十六個以	以下 上十五個	十一個以 十六個以	以下 上十五個
一	一	上	十六個以	上	十六個以	上 十六個以

		七号缶	四個又は六個以上
基部の太さ	その他の缶	一號缶から七號缶までの個数をもとにその型のもの及び瓶詰のもの水容積比により換算した個数とする。	五個
基部の太さ（アスパラガスのロングスピア、スピア及びチップを詰めたものに限る。ただし、製造工程上の技術的理由等から	び瓶詰のもの		
基部の太さを表す記			

次の表に掲げる区分による基部の太さを表す記号又はその略号により表示し、かつ、基部の太さの略号を表示する場合にあっては、その略号が特大、大、中若しくは小である旨又はその略号が示す基部の直徑を表示する。ただし、基部の太さをそろえていないものにあつては、「混合」と表示する。

基部の太さを把握できない場合は、この限りでない。)

満 十ミリメートル未 満	十 ミリメートル未 満	ル未 満	上十五 ミリメートル以 下	十ミリメートル以 下	トル未 満	以上二十 ミリメー ト	十五 ミリメー トル	十八 ミリメー トル	以上 （径）	皮付 き（基部の直 径）	皮む き（基部の直 径）	号及びその略号
満 八ミリメートル未 満	八 ミリメートル未 満	ル未 満	上十三 ミリメート ル	八ミリメートル以 下	トル未 満	以上十八 ミリメー ト	十三 ミリメー トル	十八 ミリメー トル	以上 （径）	特大 （E）		
小 （S）				中 （M）			大 （L）					

粒の大きさ（グリンピース、マッシュルームのホール及びボタン並びになめこを詰めたものに限る。ただし、製造工程上の技術的理由等から粒の大きさを把握できない場合は、この限りでない。）

グリンピースを詰めたものにあつては表1、マッシュルームのホール及びボタンを詰めたものにあつては表2、なめこを詰めたものにあつては表3に掲げる区分による粒の大きさを表す記号又はその略号により表示し、かつ、粒の大きさの略号を表示する場合にあつては、その略号が特大、大、中、小、特小若しくは極小である旨又はその略号が示す粒径、ふるい目の大きさ若しくはかさの直径を表示する。ただし、粒の大きさをそろえていないものにあつては、「混合」と表示する。

表1

粒の大きさ（粒径）		粒の大きさを表す記号及びその略号
九ミリメートル以上	大（L）	

表2

メートル未満	七ミリメートル未満
小(S)	粒の大きさを表す記号及びその略号
メートル未満	粒の大きさ
中(M)	三十五・〇ミリメートルふるい上
二十七・五ミリメートルふるい下二十一・〇ミリメー	三十五・〇ミリメートルふるい下二十七・五ミリメー
トルふるい上	トルふるい上
トルふるい上	大(L)

二十一・○ミリメートルふ 小 (S)

るい下十六・五ミリメートル

ルふるい上

十六・五ミリメートルふる

特小 (T)

い下十二・○ミリメートル

ふるい上

十二・○ミリメートルふる

極小 (m)

い下

表3

形状による区	つぼみ	の直径	粒の大きさ (かさ)	記号及びその略号	粒の大きさを表す
ル以上三十ミリメ	二十二ミリメート				
大 (L)					

分

開 き												
二十ミリメートル	トル未満	以上五十ミリメートル	三十ミリメートル未満	満	十ミリメートル未満	ル未満	上十六ミリメートル以	十ミリメートル以	一トル未満	以上二十二ミリメートル	十六ミリメートル	一トル未満
中 (E)			大 (J)		特小 (T)			小 (S)			中 (M)	

		以上三十ミリメートル未満
果肉の大きさ（果実 （パインアップルを除 く。）の二つ割りを詰 めたものに限る。ただ し、製造工程上の技術 的理由等から果肉の大 きさを把握できない場 合は、この限りでな 	1 もも、洋なし又は和なしを詰めたものにあつては、果肉数 又は次の表に掲げる区分による果肉の大きさを表す記号若し くはその略号により表示し、かつ、果肉の大きさの略号を表 示する場合にあつては、その略号が大、中若しくは小である 旨又はその略号が示す果肉数を表示する。ただし、大きさを そろえていないものにあつては、「混合」と表示する。 2 もも、洋なし及び和なし以外のものを詰めたものにあつて は、果肉数又は果肉の大きさを表す記号（大、中又は小の	二十ミリメートル未満 小（P）

い。  
)

別) 若しくはその略号 (L、M又はSの別) により表示し、かつ、果肉の大きさの略号を表示する場合にあつては、その略号が大、中若しくは小である旨又はその略号が示す果肉数を表示する。ただし、大きさをそろえていないものにあつては、「混合」と表示する。

分 よる区			容器に 記号及びその略号	果肉の大きさ
四号缶	二号缶	一号缶		
三個以下	八個以下	三十個以下	大 (L)	
四個以上六	二個以下 九個以上十	以下 上四十五個以 九個以上十	中 (M)	
七個以上九	十六個以下 十三個以上	下 上六十個以 十六個以下	小 (S)	

果粒の大きさ（全果粒のもの並びにさくらんぼ、あんず及びぶどうの全形を詰めたものに限る。ただし、製造工

1 みかんを詰めたものにあっては、果粒数又は次の表に掲げる区分による果粒の大きさを表す記号若しくはその略号により表示し、かつ、果粒の大きさの略号を表示する場合にあっては、その略号が大粒、中粒若しくは小粒である旨又はその全形を詰めたものに限る。ただし、大きさをそろえてい

び瓶詰のも	その他の缶	五号缶	個以下
以下	千グラム当たり十五個	千グラム当たり十六個	三個以下
個以下	千グラム当たり二十五個	千グラム当たり二十六個	四個以上五個以下
個以上	千グラム当たり二十六個	千グラム当たり二十六個	六個以上七個以下

程上の技術的理由等か

ら果粒の大きさを把握  
できない場合は、この  
限りでない。）

- ないものにあつては、「混合」と表示する。
- 2 みかん以外のものを詰めたものにあつては、果粒数又は果粒の大きさを示す記号（大粒、中粒又は小粒の別）若しくはその略号（L、M又はSの別）により表示し、かつ、果粒の大きさの略号を表示する場合にあつては、その略号が大粒、中粒若しくは小粒である旨又はその略号が示す果粒数を表示する。ただし、大きさをそろえていないものにあつては、「混合」と表示する。

果粒の大きさ	果粒の大きさを表す記号及び その略号
百グラム当たり二十個以下	大粒（L）
百グラム当たり二十一個以上 上三十五個以下	中粒（M）

百グラム当たり三十六個以下の小粒 (S)

上

「〇個」、「〇枚」等と表示する。

使用上の注意（内面塗	<p>内容個数（パインアツ プルの二つ割り及び輪 切り並びにりんごの輪 切りのものを詰めたも のに限る。ただし、製 造工程上の技術的理由 等から内容個数を把握 できない場合は、この 限りでない。）</p>
「開缶後はガラス等の容器に移し換えること」等と表示する。	

		<p>「冷凍原料使用」の用語（アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰のうち凍結させたアスパラガスを使用したものの及びパインアップル缶詰又はパインアップル瓶詰のうち凍結させた果肉を使用したものに限る。）</p>	<p>「冷凍原料使用」の用語に限る。）</p>
「もどし豆」の用語	「もどし豆」と表示する。		「冷凍原料使用」と表示する。

---

(グリンピース缶詰又

はグリンピース瓶詰の  
うちもどし豆を使用し  
たものに限る。)

「もどし原料使用」の

用語（マツシユルーム

缶詰又はマツシユルー

ム瓶詰のうち塩蔵した

マツシユルームを水で

戻して使用したものに

限る。）

固形分（えのきたけ缶

詰又はえのきたけ瓶詰

単位をもつて表示する。

「もどし原料使用」と表示する。

<p>畜産物缶詰 及び畜産物 瓶詰</p>	<p>形状を表す写真、絵又 は図柄（パインアップ ル缶詰に限る。）</p>	<p>のうちえのきたけをし ょうゆ、砂糖類等と煮 込んだものを詰めたも のに限る。）</p>
<p>内容個数（家きん卵水 煮缶詰又は家きん卵水 煮瓶詰及びその他の畜 産物缶詰又はその他の 畜産物瓶詰のうち家き ん卵を詰めたものに限</p>	<p>「〇〇個」又は「〇〇〇個～〇〇〇個」（下限の個数は上限の 個数の八十パーセント以上であること。）と表示する。</p>	<p>形状を表す写真、絵又は図柄を表示する。</p>

る。)

使用上の注意（内面塗装缶以外を使用した缶詰に限る。）

食肉の名称（食肉缶詰

又は食肉瓶詰、コーン

ドミート缶詰又はコー

ンドミート瓶詰及び食

肉等を詰めたその他の

畜産物缶詰又はその他

の畜産物瓶詰であつ

て、商品名に使用した

食肉の名称を表示して

「開缶後はガラス等の容器に移し換えること」等と表示する。

使用した食肉の名称を表示する。

		いない場合に限る。)
詰及び調理 調理食品缶	肉片形状の用語（食肉 缶詰又は食肉瓶詰及び 食肉等を詰めたその他 の畜産物缶詰又はその 他の畜産物瓶詰であつ て、商品名から小肉 片、ほぐし肉、ひき肉 又は骨付きのものを使 用したことが明らかで ない場合に限る。）	肉片形状の用語（食肉 缶詰又は食肉瓶詰及び 食肉等を詰めたその他 の畜産物缶詰又はその 他の畜産物瓶詰であつ て、商品名から小肉 片、ほぐし肉、ひき肉 又は骨付きのものを使 用したことが明らかで ない場合に限る。）
使用上上の注意（内面塗 装缶以外を使用した缶	「開缶後はガラス等の容器に移し換えること」等と表示する。	小肉片を使用したものについては「小肉片」の用語を、ほぐし 肉を使用したものについては「ほぐし肉」の用語を、ひき肉を 使用したものについては「ひき肉」の用語を、骨付きの食肉を 使用したものについては「骨付」の用語を表示する。

詰に限る。)

	食肉の名称（食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰及び食肉を調理して詰めたその他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰であつて、商品名に使用した食肉の名称を表示しない場合に限る。）	食肉の名称（食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰及び食肉を調理して詰めたその他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰であつて、商品名に使用した食肉の名称を表示しない場合に限る。）	使用した食肉の名称を表示する。
「骨付」の用語（その他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰	「骨付」の用語を表示する。		

であつて、骨付きの食肉を使用したものに限る。)

固形量又は内容量に対する食肉、臓器、可食部分及び家きん卵並び

にそれらの加工品の重量の割合（食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰及びその他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰であつて固形量又は内容量に対する

実混合割合を上回らない、十の整数倍の数値により、パーセン

<p>水のみを原 料とする清 涼飲料水</p>	<p>る食肉、臓器、可食部 分及び家きん卵並びに それらの加工品の重量 の割合が十パーセント 以上のものに限る。)</p>
<p>殺菌又は除菌を行つて いない旨（容器包装内 の二酸化炭素圧力が摂 氏二十度で九十八キロ パスカル未満であつ て、殺菌又は除菌（ろ 過等により、原水等に 由来て当該食品中に</p>	<p>「殺菌又は除菌を行つていな」等殺菌又は除菌を行つていな い旨を示す文言を表示する。</p>

			存在し、かつ、発育し得る微生物を除去することをいう。以下同じ。）を行わないものに限る。）
果実飲料	使用方法（希釈して飲用に供する果汁入り飲料に限る。）	「加糖」の用語（果汁入り飲料以外の果実飲料のうち、砂糖類又は蜂蜜を加えたものに限る。）	「□倍希釈」、「□倍に薄めてお飲みください」等と表示する。

果実の搾汁	<p>「濃縮還元」の用語            (果実・野菜ミックス            ジュース及び果汁入り            飲料以外の果実飲料の            うち、還元果汁を使用            したものに限る。)</p>	<p>「濃縮還元」と表示する。</p>
「冷凍果実飲料」の文	<p>「冷凍果実飲料」の文字を表示する。</p>	<p>「□倍希釈時果汁○○%」と表示し、□には使用方法に表示した希釈倍数を、○○には名称に表示した割合を表示する。</p>

		又は果実の 搾汁を濃縮 したもの したものを
豆乳類	もの て、原料用 果汁以外の	凍結させた ものであつ るもの
大豆固形分		
豆乳飲料（大豆固形分が四パーセント以上のものに限る。）に	パーセントの単位で整数値をもつて単位を明記して表示する。 ただし、豆乳（大豆固形分が八パーセント以上のものに限 る。）にあつては「8%以上」と、調製豆乳（大豆固形分が六 パーセント以上のものに限る。）にあつては「6%以上」と、	

あつては「4%以上」（豆乳飲料であつて果実の搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合が五パーセント以上のもの（大豆固形分が二パーセント以上のものに限る。）にあつては、「2%以上」と表示することができる。

粉末大豆たんぱくを加えた旨（粉末大豆たんぱくを加えた豆乳飲料	名称の用語（商品名に名称の用語を使用していない場合に限る。）	使用上の注意（内面塗装缶以外を使用した缶詰に限る。）	「開缶後はガラス等の容器に移し換えること」等と表示する。
--------------------------------	--------------------------------	----------------------------	------------------------------

別表第二十(第八条関係)

食品 指定成分等 含有食品	様式 別記様式一の規定による。	表示の方式 第八条各号（第三号を除く。）の規定による ほか、指定成分等含有食品である旨及び指定 成分等について食品衛生上の危害の発生を防 止する見地から特別の注意を必要とする成分 又は物である旨は、JISZ八三〇五に定め る十四ポイントの活字以上の大きさの統一の とれた文字で表示する。
---------------------	--------------------	--

であつて、商品名に粉  
末大豆たんぱくを加え  
た旨の用語を使用して  
いない場合に限る。）

機能性表示  
別記様式一の規定による。

食品

第八条各号の規定によるほか、次に定めると  
ころによる。

一 機能性表示食品である旨は、容器包装  
の主要面に表示する。

二 機能性関与成分及び当該成分又は当該  
成分を含有する食品が有する機能性並び  
に機能性及び安全性について国による評  
価を受けたものではない旨は、容器包装  
の同一面に表示する。

第八条各号（第三号を除く。）の規定による  
ほか、次に定めるところによる。

一 「冷凍原料使用」（凍結させたアスパ  
ラガスを使用したものに限る。）、「も

農産物缶詰  
及び農産物

瓶詰

名称  
形状  
大きさ

大きさ

基部の太さ	「 <i>ビーフ</i> 」及び「 <i>チキン</i> 原料使用」の用語
粒の大きさ	は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、商品名の高さの1分の一以上の大さであつて、かつ、JISZ八三〇五に定める「十ポイント（缶又は瓶の胴の面積が一畳五十平方センチメートル未満のものに表示する場合にあつては、十四ポイント）の活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。
果肉の大きさ	
果粒の大きさ	
内容個数	
原材料名	
添加物	
原料原産地名	
固形量	
内容総量	
内容量	
賞味期限	
保存方法	

使用上の注意

原産国名

製造者

備考

で表示する。

別記様式一の備考の規定によるほか、大きさ、基部の太さ、粒の大きさ、果肉の大きさ、果粒の大きさ、内容個数又は使用上の注意を一括して表示することが困難な場合には、大きさ、基部の太さ、粒の大きさ、果肉の大きさ、果粒の大きさ、内容個数又は使用上の注意の欄に表示することができる。

〔1〕「固形分」の用語は、商品名の表示やれいこの箇所に近接した箇所に、「固形分」と「%」の文字はJISN8110中に定める九ポイントの活字以上、固形分を表示する数字は十四ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

第八条各項（第三項を除く。）の規定による

ルルルル

名称	ほか、次に定めるものによる。
形状	「濃縮トマト還元」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、JISZ8310五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの文字で表示する。
原材料名	トマトの搾汁を濃縮した度合は、明瞭に表示する。
添加物	トマトの搾汁の含有率は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、JISZ8310五に定める十四ポイントの活字以上の大字での文字で表示する。
原料・原産地名	
固形量	
内容総量	
内容量	
賞味期限	
保存方法	
使用上の注意	
原産国名	
製造者	

		備考
	別記様式一の備考の規定による。	
ジャム類	別記様式一の規定による。	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、使用上の注意は、明瞭に表示する。
乾めん類	名称 原材料名 原料原産地名 そば粉の配合割合 内容量 賞味期限 保存方法 調理方法	第八条各号（第三号を除く。）の規定による。

原産国名

製造者

備考

別記様式一の備考の規定によるほか、次に定めるところによる。

- 一 添加物を原材料名に併記しないで表示する場合にあっては、原材料名の事項の下に添加物の事項を表示する。
- 二 そば粉の配合割合を商品名に近接した箇所に、J I S Z 八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの文字で、そば粉の配合割合が十パーセント以上ものにあっては「そば粉の配

マカロニ類	<p>合割合・○割」等と実配合割合を上回らない数値により、そば粉の配合割合が十パーセント未満のものにあっては「1割未満」、「10%未満」等と表示することができる。この場合において、そば粉の配合割合の事項を省略することができる。</p> <p>三 調理方法を一括して表示することが困難な場合には、調理方法の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。</p>
名称	第八條各項（第八項を除く。）の規定による。

原材料名
添加物
原料原産地名
内容量
賞味期限
保存方法
調理方法
原産国名
製造者

### 備考

別記様式一の備考の規定によるほか、調理方法を一括して表示することが困難な場合には、調理方法の欄に表示箇所を表示すれ

ば、他の箇所に表示することができる。

憲の印題

名称

原材料名

原料原産地名

内容量

賞味期限

保存方法

原産国名

製造者

備考

別記様式一の備考の規定によるほか、添加物を原材料名に併記しないで表示する場合

第八条各号（第二号を除く。）の規定によるほか、調理方法は、JISZ8310五に定める八ポイント（表示可能面積がおよむね百五十平方センチメートル以下）のものについては、六ポイントの括字以上の統一のとれた文字で表示する。

にあつては、原材料名の事項の下に添加物

の事項を表示する。

ア ノ ベ ハ

ム、 懸念ア

レバベバ、

ソーヤーバ

及ら懸念ハ

一ヤーバ

名称

原材料名

添加物

原料原産地名

でん粉含有率

内容量

賞味期限

保存方法

原産国名

製造者

第八条各号（第三号を除く。）の規定による。

畜産物由詰 及び畜産物 瓶詰	別記様式一の備考の規定による。	備考
<p>名称 原材料名 添加物 原料原産地名 内容個数 固形量 内容総量 内容量 賞味期限 保存方法</p> <p>一 食肉の名称は、商品名の表示される箇所に近接した箇所に、商品名の高さの1/1分の1以上の大字や、かつ、JISZ8110に定める九ポイントの活字以上の大きさの統一のされた文字で表示する。</p> <p>「小肉片」、「ほぐし肉」、「ひき肉」又は「骨付」の用語は、商品名の表示される箇所に近接した箇所に、商</p>	<p>第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるものによる。</p> <p>一 食肉の名称は、商品名の表示される箇所に近接した箇所に、商品名の高さの1/1分の1以上の大字や、かつ、JISZ8110に定める九ポイントの活字以上の大きさの統一のされた文字で表示する。</p> <p>「小肉片」、「ほぐし肉」、「ひき肉」又は「骨付」の用語は、商品名の表示される箇所に近接した箇所に、商</p>	

<p>使用上の注意</p> <p>原産国名 製造者</p>	<p>備考</p> <p>別記様式一の備考の規定によるほか、使用上の注意を一括して表示することが困難な場合には、使用上の注意の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。</p>
<p>乳</p> <p>種類別</p> <p>原材料名 添加物</p>	<p>第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるもの。</p> <p>1 種類別は、一～三の二八三〇五に定める</p> <p>十・用部イントの活字以上の大きさの統</p>

原料原産地名

内容量

消費期限

保存方法

原産国名

製造者

備考

別記様式一の備考第二号から第十二号までの規定による。

乳製品のほか、発酵乳及び乳酸菌

飲料

第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるものによる。

一 種類別は、JIS Z 8305に定める

八ポイントの活字以上の大きさの統一の

1のとれた文字で表示する。

11 ハ)の様式中、「種類別」とあるのは、これに代えて、「種類別名称」と表示する。

ルーラーが使える。

内容量 記号	原料原産地名 内 容 量 消費期限 保存方法 原産国名 製造者
種類別 原材料名 添加物	備考 別記様式一の備考第二号から第十二号までの規定による。
記号 種類別 原材料名 添加物	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるものによる。 一 種類別は、JIS Z 8305に定める 十四ポイントの活字以上の大きさの統一

された文字で表示する。

11 ハ)の様式中、「種類別」とあるのは、  
ハ)に代えて、「種類別名称」と表示す  
る。ルがである。

原料原産地名

内容量

消費期限

保存方法

原産国名

製造者

備考

別記様式一の備考第二号から第十二号までの規定による。

乳又は乳製品を主原料とする飲料の、  
呴の、つち、

のとれた文字で表示する。

11 ハ)の様式中、「種類別」とあるのは、  
「これに代えて、「種類別名称」と表示す  
る」ことがである。

第八条各号（第三号を除く。）の規定による  
ほか、乳酸菌飲料である場合は、JISZ8311  
○五に定める八ポイントの活字以上の大きさ  
の統一のとれた文字で表示する。

## 乳酸菌飲料

魚肉ペース

び魚肉ソーセージ

名称  
原材料名  
添加物

原料原産地名

でん粉含有率

内容量

賞味期限

保存方法

原産国名

製造者

備考

第八条各号（第三号を除く。）の規定によ  
る。

別記様式一の備考の規定による。

記入欄

名称
原材料名
添加物
原料原産地名
密封の方法
圧搾煮干し配合率
内容量
賞味期限
保存方法
原産国名
製造者

第八条各号（第二号を除く。）の規定によるほか、名称の用語は、商品名の表示やわざいる箇所に近接した箇所に、JISZ8305に定める十四ポイントの活字以上の大きさの統一された文字で表示する。

<p>備考</p> <p>別記様式一の備考の規定による。</p>	<p>第八条各号（第三号を除く。）の規定による ほか、名称の用語は、商品名の表示されてい る箇所に近接した箇所に、JIS規格三〇五 に定める十四ポイントの活字以上の大きさの 統一された文字で表示する。</p>
<p>及らざりぬ れもの</p> <p>名称 原材料名 添加物 原料原産地名 塩うに含有率 内容量 賞味期限 保存方法 原産国名 製造者</p>	<p>名称 原材料名 添加物 原料原産地名 塩うに含有率 内容量 賞味期限 保存方法 原産国名 製造者</p>

備考	別記様式一の備考の規定による。
名称 原材料名 添加物 原料原産地名	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、名称の用語は、商品名の表示やれる箇所に近接した箇所に、JIS X 0201(〇五に定める十四ポイント)の活字以上の大きさの統一された文字で表示する。
食塩含有率 内容量 賞味期限 保存方法 使用方法 原産国名	

	<p><b>製造者</b></p> <p><b>備考</b></p> <p>別記様式一の備考の規定によるほか、使用方法を一括して表示することが困難な場合には、使用方法の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。</p>
醸酢	<p>名称</p> <p>醸造酢の混合割合</p> <p>原材料名</p> <p>添加物</p> <p>原料原産地名</p> <p>酸度</p> <p>第八条各項（第三項を除く。）の規定によるほか、次に定めるものとする。</p> <p>一 醸造酢の混合割合は、商品名の表示やそれに付随する箇所に近接した箇所に、内容量の区分に応じ、表1に定める活字の大きさの統一のとれた文字で表示する。</p> <p>二 「醸造酢」又は「合成酢」の用語は、</p>

希釈倍数  
内容量  
賞味期限  
保存方法

原産国名  
製造者

備考

別記様式一の備考の規定による。

表1

内容量	活字の大きさ (JIS Z 8310 に規定するポイント)
十八リットル以上 のもの	二十四 (合成樹脂 製の容器であつ て、一十四ポン トの活字の大きさ

商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、内容量の区分に応じ、表2に定める活字の大きさの統一のとれた文字で表示する。

の文字を表示でき

ない場合は、二十

二ポイント)

一・八リットル以

上十八リットル未

満のもの

三百ミリリットル

以上一・八リット

ル未満のもの

三百ミリリットル

未満のもの

七・五

十・五

表2

内容量  
活字の大きさ (J)

満のもの	一・八リツトル以上 上十八リツトル未	十八リツトル以上 のもの	I S Z 八三〇五に 規定するボイン
	十六以上	四十二（合成樹脂 製の容器であつ て、四十二ポン トの活字の大きさ の文字を表示でき ない場合は、二十 六ポンント）	ト）

風味調味料			
名称 原材料名 添加物 原料・原産地名 内容量 賞味期限	三百ミリリットル 以上一・八リットル ル未満のもの	三百ミリリットル 未満のもの	十四以上 九以上
第八条各号（第三号を除く。）の規定による。			

輸入品一覧	<p>保存方法 使用方法 原産国名 製造者</p>
<p>備考</p> <p>別記様式一の備考の規定によるほか、 使用方法を一括して表示することが困難な場合には、 使用方法の欄に表示箇所を表示すれば、 他の箇所に表示することができる。</p>	
<p>名称 原材料名 添加物</p>	<p>第八条各項（第11項を除く。）の規定によるほか、「ローハム」、「ポターブル」の用語は、 横品名の表示やねじの箇所に近接した箇所に、 110円に定める十四ポイント</p>

八の規則上の大要の文字で表示する。

原料原産地名	マーマル
内容量	
賞味期限	
保存方法	
調理方法	
原産国名	
製造者	
備考	<p>別記様式一の備考の規定によるほか、調理方法を一括して表示することが困難な場合には、調理方法の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。</p>
第八条各項（第八項を除く。）の規定による	

類

調理冷凍食	<p>名称 油脂含有率 原材料名 添加物 原料原産地名 内容量 賞味期限 保存方法 原産国名 製造者</p>
	<p>ほか、名称の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、JIS Z 8305に定める十四ポイントの活字以上の大きさの統一のされた文字で表示する。</p> <p>備考 別記様式一の備考の規定による。</p> <p>第八条各号（第三号を除く。）の規定による</p>

品 (冷凍フ ライ類、冷 凍しゅわが い、冷凍わ ふわが、冷 凍春巻、冷 凍ベノベー グステー キ、冷凍“ 一ユホ一	名称 原材料名 原料原産地名 衣の率又は皮の率 内容量 賞味期限 保存方法 原産国名 製造者
---	--

ほか、次に定めるものによる。

- 一 使用方法又は内容個数は、容器包装の見やすい箇所に、JISZ8310五に定める八ポイント（表示可能面積がおむね百五十平方センチメートル以下のものにあっては、六ポイント）の活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。
- 二 食用油脂で揚げた後、凍結し、容器包装に入れた皿は、商品名の表示される箇所に近接した箇所に、JISZ8305に定める十六ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。
- 三 ハースを加えた皿、ソースで煮込んだンベーグ、にあっては、原材料名の事項の下に添加物

冷凍フイツの事項を表示する。

ショボー  
ル、冷凍米  
飯類及び冷

凍めん類に  
限る。)

チルドハン	バーグステ ーキ及びチ ルダムーテ ボール	名称 原材料名 原料原産地名 内容量 賞味期限 保存方法
-------	--------------------------------	---

血及び食肉又は魚肉の含有率は、容器包装の見やすい箇所に、JISZ八三〇五に定める十六ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、調理方法は、JISZ八三〇五に定める八ポイント（表示可能面積がおおむね百五十平方センチメートル以下のものにあつては、六ポイント）の活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。
---

<p>原産国名 製造者</p>	<p>備考</p> <p>別記様式一の備考の規定によるほか、添加物を原材料名に併記しないで表示する場合にあっては、原材料名の事項の下に添加物の事項を表示する。</p>
<p>名称 原材料名 原料・原産地名 皮の率 内容量</p>	<p>第八条各項（第八条を除く。）の規定によるほか、次に定めるもの。</p> <p>1 「ナル」の用語は、商品名の表示や販売する箇所に近接した箇所に、商品名の高さの11分の1以上の幅であって、かつ、ISO八三〇五に定める十四点</p>

	<p>賞味期限 保存方法 調理方法 原産国名 製造者</p>
備考	
別記様式一の備考の規定によるほか、次に定めるところによる。	<p>11 「無肉」の用語は、商品名の前に「一分の1以上」の高さであります。かづ、JI SNハ三〇五に規定する十四ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。</p>
二 調理方法を一括して表示することが困難な場合には、調理方法の欄に表示	<p>11 「畜菜」の用語は、商品名の表示される箇所に近接した箇所に、商品名の前に「一分の1以上」の高さであります。かづ、JI SNハ三〇五に規定する十四ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。</p>

	箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。
レトルトペウチ食品 (植物性たんぱく飲品) (フルーツスタイル) を塗 覆	<p>第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。</p> <p>一 レトルトペウチ食品である場合は、容器包装の見やすい箇所に、JIS Z 8310五に定める八ポイント（表示可能面積がおおむね百五十平方センチメートル以下のものにあつては、六ポイント）の活字以上の大さやの統一のとれた文字で表示する。</p>
備考	<p>一一 調理方法は、容器包装の見やすい箇所に、JIS Z 8310五に定める八ポイント</p> <p>別記様式一の備考の規定によるほか、添加</p>

物を併記しないで表示する場合にあっては、原材料名の事項の下に添加物の事項を表示する。

ト（表示可能面積がおおむね百五十平方センチメートル以下のものにあっては、六ポイント）の活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

三 内容量（「〇人前」）は、容器包装の見やすい箇所に、JISZ8110五に定める八ポイント（表示可能面積がおおむね百五十平方センチメートル以下のものにあっては、六ポイント）の活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

四 食肉等若しくはその加工品又は魚肉の含有率は、容器包装の見やすい箇所に、JISZ8110五に規定する八ポイント

容器包装に別記様式一の規定による。	
<p>第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、別表第十九に規定する冷蔵を要する食品である旨を示す文字は、容器包装の表面<small>おもて</small>に、分かりやすい大きさで表示する。</p>	<p>（表示可能面積がおおむね百五十平方センチメートル以下のものにあつては、六ポイント）の活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。</p>

品（清涼飲料  
水、食肉製  
品（食品衛  
生法施行令  
第十三条に

性が〇・九	つ、水分活 を超え、か	数が四・六	素イオン指	のうち、水	を除く。)	魚肉練り製品	肉製品及び	る。)、鯨	のに限規定するも
-------	----------------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	----------

四を超え、

かつ、その

中心部の温

度を摂氏百

二十度で四

分間に満た

ない条件で

加熱殺菌さ

れたもので

あつて、ボ

ツリヌス菌

を原因とす

る食中毒の

<p>調理食品缶 詰及び調理 食品瓶詰</p> <p>名称 原材料名 添加物 原料・原産地名 固形量 内容総量</p>	<p>発生を防止 するために 下での保存 を要するも の</p>
<p>第八条各号（第三号を除く。）の規定による ほか、次に定めるところによる。</p> <p>一 食肉の名称は、商品名の表示されてい る箇所に近接した箇所に、商品名の高さ の二分の一以上の高さであつて、かつ、 JISZ八三〇五に定める九。ポイントの 活字以上の大きさの統一のとれた文字で</p>	

内容量	表示する。
賞味期限	11 「賞味」の用語は、商品名の表示されたこの箇所に近接した箇所に、商品名の 壘やの1/1分の1以上の壘やであつて、か つ、JISZ2105に定める九ポイント の活字以上の大ややの統一のとれた文 字で表示する。
保存方法	
使用上の注意	
原産国名	
製造者	
備考	
別記様式一の備考の規定によるほか、使用 上の注意を一括して表示することが困難な 場合には、使用上の注意の欄に表示箇所を 表示すれば、他の箇所に表示することがで きる。	11 図形量又は内容量に対する食肉、臓 器、同食部分及び家きん卵並びにそれら の加工品の重量の割合は、商品名の表示 されたこの箇所に近接した箇所に、商品 名の壘やの1/1分の1以上の壘やであつ て、かつ、JISZ2105に定める九

果実飲料

名称
原材料名
添加物
原料原産地名
内容量
賞味期限
保存方法
使用方法
原産国名
製造者

ポイントの活字以上の大きさの統一のと  
れた文字で表示する。

第八条各号（第三号を除く。）の規定による  
ほか、次に定めるところによる。

一 「加糖」の用語は、商品名の表示され  
ている箇所に近接した箇所に、括弧を付  
してJISZ8110五に定める十四ポイ  
ントの活字以上の大きさの文字で表示す  
る。ただし、印刷瓶入り果実飲料にあつ  
ては、蓋に表示することができる。

二 「濃縮還元」の用語は、商品名の表示  
されている箇所に近接した箇所にJIS  
Z8110五に定める十四ポイントの活字

備考

別記様式一の備考の規定による。

以上の大きさの文字で表示する。ただし、缶刷瓶入り果実飲料にあつては、蓋に表示することができる。

三 希釀時の果汁割合は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、JIS Z八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大字の文字で表示する。

第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。

一 名称の用語は、商品名の表示される箇所に近接した箇所に、JIS Z八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

豆乳類

名称  
大豆固形分

原材料名

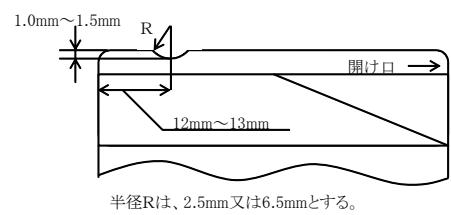
添加物

原料原産地名

内容量	11 粉末大豆たんぱくを加えた旨は、商品
賞味期限	名の表示されている箇所に近接した箇所
保存方法	に、JIS Z 8110 5に定める十四ポイ
使用上の注意	ントの活字以上の大きさの統一のとれた
原産国名	文字で表示する。
製造者	
備考	別記様式一の備考の規定による。

別表第11十1 (第九条関係)

次の図に定めるところによる。



半径Rは、 $2.5\text{mm}$ 又は $6.5\text{mm}$ とする。